

令和4年第3回区議会定例会

議案等説明資料

※議案第55号及び56号については資料なし

(議案第46号)

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号は、社会保障、地方税又は防災に関する事務等であって条例で定めるものの処理に関して利用することができることとされているところ、このたび、区は、個人番号を利用することができる事務等を追加することにより、更なる区民の利便性の向上と事務の効率化を図ることとした。

このことに伴い、個人番号を利用することができる事務等を定める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施したほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

個人番号を利用することができる事務に心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務等を加えるとともに、これらの事務のために身体障害者手帳に関する特定個人情報等を利用することができること等とする。(別表第1及び別表第2)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

情報管理課

(議案第47号)

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する等の条例

<改正の趣旨>

このたび、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、国家公務員法等の一部が改正され、職員の定年を段階的に引き上げて65歳とするとともに、当分の間、60歳に達した職員の俸給月額を、当該職員が60歳に達する日以前の俸給月額の7割水準に設定すること等とされた。

また、地方公務員法の一部が改正され、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入すること等とされた。

これらのことに伴い、職員の定年を段階的に引き上げて65歳とする等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する16件の条例の改正及び1件の条例の廃止を条建てで行うこととする。

<改正等の概要>

- 1 第1条による杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。(第1条)
- 2 第2条による杉並区職員の懲戒に関する条例の一部改正
職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。(第3条)
- 3 第3条による杉並区職員の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後の最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(以下「7割水準の給料月額」という。)とする。(附則第12項及び第13項)
 - (2) 管理監督職勤務上限年齢制により他の職への降任等をされた職員のうち、特定日にその者の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が、他の職への降任等をされた日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員の給料月額は、当分の間、特定日以後、7割水準の給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とすること等とする。(附則第14項から第17項まで)
 - (3) その他必要な規定の整備を行う。(第1条、第6条、第6条の3、第19条、第23条、第29条、第30条及び第31条並びに附則第10項、第18項及び第19項)
- 4 第4条による杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正
 - (1) 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した職員の退職手当の基

本額については、当分の間、退職事由を定年退職として計算することとする。（附則第25項及び第26項）

(2) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、当分の間、改正前の対象年齢及び割増率を維持すること等とする。（附則第27項及び第28項）

(3) 職員が特定日以後7割水準の給料月額となる場合についても、給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を適用すること等とする。（附則第29項及び第30項）

(4) その他必要な規定の整備を行う。（第2条、第3条、第8条、第9条の2、第10条、第11条の2から第12条まで、第15条、第16条、第20条、第21条及び第23条並びに附則第5項、第6項、第21項及び第31項から第33項まで）

5 第5条による杉並区職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの期間において段階的に引き上げ、65歳とする。（第3条及び附則第4項）

(2) 管理監督職勤務上限年齢制を導入することに伴い、管理職手当の支給を受ける職員であって60歳に達している者を、その者が60歳に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間（以下「異動期間」という。）に、管理監督職以外の職に降任すること等とする。ただし、特別の事由がある認めるときは、当該異動期間を延長することができることとする。（第3章）

(3) 定年退職者等の再任用制を廃止し、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、60歳に達した日以後に退職をした者を短時間勤務の職に採用することができること等とする。（第4章）

(4) その他必要な規定の整備を行う。（目次、第1条、第4条及び第16条並びに附則第5項並びに別表）

6 第6条による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正

異動期間を延長された管理監督職を占める職員については、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないこととする。（第2条）

7 第7条による杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正

異動期間を延長された管理監督職を占める職員については、育児休業をすることができないこと等とする。（第2条、第7条及び第14条）

8 第8条による杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。（第2条から第5条まで、第13条及び第18条）

9 第9条による公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部改正

異動期間を延長された管理監督職を占める職員については、公益的法人等に派遣する

ことができないこと等とする。(第2条)

10 第10条による杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。(第3条)

11 第11条による杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年杉並区条例第7号)の一部改正

職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。(附則第8項並びに改正後の附則第9項及び第14項)

12 第12条による杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。(第3条から第6条まで及び第15条)

13 第13条による杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 前記3(1)及び(2)と同様の改正を行う。(改正後の附則第8項から第13項まで)

(2) その他必要な規定の整備を行う。(第7条、第7条の3、第20条、第22条、第27条、第30条、第31条及び第32条の2並びに改正後の附則第14項から第16項まで)

14 第14条による杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。(第2条から第5条まで及び第16条)

15 第15条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 前記3(1)及び(2)と同様の改正を行う。(附則第2項から第7項まで)

(2) その他必要な規定の整備を行う。(第2条、第8条、改正前の第9条、第22条、第24条、第29条、第32条、第33条及び第35条並びに附則第8項及び第9項)

16 第16条による杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

職員の定年の段階的引上げに伴い、必要な規定の整備を行う。(第2条)

17 第17条による杉並区職員の再任用に関する条例の廃止

定年退職者等の再任用制を廃止し、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、廃止する。

<実施の時期等>

1 一部を除き、令和5年4月1日から施行する。(附則第1条)

2 必要な準備行為及び経過措置について定める。(附則第2条から第4条まで)

- 3 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第7号）及び杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第27号）の一部改正（附則第25条及び第26条）

それぞれ、必要な規定の整備を行う。

【問合せ先】

人事課、庶務課、教育人事企画課

(議案第 48 号)

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正され、育児休業を原則 2 回まで取得することができることとされたほか、これに加えて、子の出生後 8 週間以内に育児休業を 2 回まで取得することができること等とされた。

また、国家公務員において、人事院規則の一部が改正され、非常勤職員について、子の出生後 8 週間以内にする育児休業の取得要件を緩和すること等とされたほか、子が 1 歳以上 1 歳 6 か月未満の期間の途中で配偶者と交替して育児休業を取得することができること等とされたところである。

これらのことに伴い、育児休業をすることができない職員の範囲を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 非常勤職員について、子の出生後 8 週間以内にする育児休業の取得要件を緩和すること等とする。(第 2 条)
- 2 非常勤職員の育児休業について、子が 1 歳以上 1 歳 6 か月未満の期間の途中で配偶者と交替で取得することができること等とする。(第 2 条の 3 及び第 2 条の 4)
- 3 その他必要な規定の整備を行う。(第 2 条の 5 から第 3 条の 2 まで)

<実施の時期等>

- 1 令和 4 年 10 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置及び準備行為について定める。(附則第 2 項及び第 3 項)

【問合せ先】

人事課

(議案第49号)

公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、オリンピック・パラリンピック競技大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に対し、職員を派遣してきたところであるが、組織委員会は、令和4年6月末をもって解散した。

このことに伴い、任命権者が職員を派遣することができる団体を定める規定から組織委員会を削除する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

任命権者が職員を派遣することができる団体を定める規定から組織委員会を削除する。（第2条）

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

人事課

(議案第50号)

杉並区長の退職手当の特例に関する条例

< 制定の趣旨 >

区長の退職手当を減じるために、区長の退職手当の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

< 条例の概要 >

この条例の施行の日に在職する区長が退職した場合に支給する区長の退職手当の額は、その100分の25に相当する額を減額する。その者が退職し、引き続き区長となった後、退職した場合に支給する区長の退職手当の額についても、同様とする。

< 実施の時期 >

公布の日

【問合せ先】

人事課

(議案第51号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、建築基準法の一部が改正され、応急仮設建築物等の存続期間の延長を可能とする見直しが行われたことから、杉並区事務手数料条例で引用している同法の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

仮設興行場等建築許可申請手数料等に係る規定で引用している建築基準法の条項を改める。(別表第1の117の項、117の2の項、122の4の項及び122の5の項)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

建築課

(議案第52号)

杉並区中小企業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、区内の産業の振興を図るため、中小企業者に対して、経済の急変等に対応するための運転資金として、経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金の融資をあっせんしているところである。

このたび、コロナ禍における原油価格及び物価の高騰等による影響を受けた中小企業者の資金調達の充実及び負担軽減を図るため、これらの者に対する経営安定運転特例資金等の限度額を引き上げること等とすることとした。

このことに伴い、原油価格及び物価の高騰等の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者に係る融資をあっせんする資金の限度額等の特例を定める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

原油価格及び物価の高騰等の影響により事業の経営の状況が悪化したと認められる者が、令和4年10月1日から区長が別に定める日までの間に経営安定運転特例小口資金及び経営安定運転特例資金の融資のあっせんの申込みをした場合におけるこれらの資金の限度額を700万円から2,000万円に引き上げること等とする。(付則第4項)

<実施の時期>

令和4年10月1日

【問合せ先】

産業振興センター

(議案第53号)

杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費について助成を行ってきたところであるが、このたび、高校生等を新たに医療費助成の対象に加えることにより、子育て世帯の負担を軽減するとともに、児童福祉の一層の充実を図ることとした。

このことに伴い、医療費助成の対象者を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 条例の題名を「杉並区子どもの医療費の助成に関する条例」に改める。
(題名)
- 2 医療費助成の対象を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大する。(第2条及び第3条)
- 3 その他必要な規定の整備を行う。(第1条、第5条から第7条まで、第8条、第10条及び第11条)

<実施の時期等>

- 1 令和5年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置及び準備行為について定める。(附則第2項から第6項まで)

【問合せ先】

子ども家庭部管理課

(議案第54号)

令和4年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

今回の補正予算では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等への支援を行うための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に係る経費や、オミクロン株対応のワクチン接種に要する経費など、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

【概要】

補正事業 70事業 17,058,480千円

【歳出予算】

【地方創生臨時交付金活用事業(15事業 1,689,077千円)】

①公衆浴場の確保対策	10,800千円
②文化・芸術の振興	10,000千円
③地域集会施設等維持管理	18,176千円
④中小企業支援	126,173千円
⑤プレミアム付商品券事業	874,052千円
⑥外出困難者の支援	1,924千円
⑦生活困窮者等自立促進支援事業	13,347千円
⑧杉並区生活応援臨時給付金	411,355千円
⑨介護保険事業者支援	117,555千円
⑩障害者の入所・通所施設の運営助成	19,081千円
⑪障害者手当等支給	6,715千円
⑫狭あい道路拡幅整備	11,649千円
⑬橋梁の長寿命化と補強・改良	4,301千円
⑭児童・生徒の健康推進	1,287千円
⑮学校給食の推進	62,662千円

【その他(55事業 15,369,403千円)のうち主なもの】

⑯施設整備基金積立金	5,001,000千円
⑰財政調整基金積立金	2,533,756千円
⑱保養のための宿泊機会の提供	2,710千円
⑲保健福祉部等国庫支出金返納金	2,168,000千円
⑳保健福祉部等都支出金返納金	472,000千円
㉑児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	138,843千円
㉒高校生等医療費助成事業準備事業	18,733千円
㉓学童クラブの整備	22,944千円
㉔予防接種	4,020,001千円
㉕感染症予防・発生時対策	288,805千円
㉖自転車駐車場等整備	56,000千円
㉗杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	12,533千円
㉘小学校の運営管理	243,551千円
㉙社会教育センターの改修	40,981千円

【歳入予算】

○特別区財政交付金	623,503千円
○国庫支出金	4,020,281千円
○都支出金	1,691,172千円
○財産収入	1,507千円
○繰越金	10,696,879千円
○諸収入	25,138千円

【繰越明許費】

○追加

No.	款	項	事業名	金額
1	生活経済費	産業経済費	プレミアム付商品券事業	227,896千円

(認定第1号～4号)

令和3年度杉並区各会計歳入歳出決算

1. 認定第1号 令和3年度杉並区一般会計歳入歳出決算

決算書P11

歳入決算額	251,831,080,274 円	(前年度比(増減))	△19,461,064,565 円、	7.2 %減
歳出決算額	238,288,438,540 円	(前年度比(増減))	△21,141,000,383 円、	8.1 %減
歳入歳出差引残	13,542,641,734 円	(前年度比(増減))	1,679,935,818 円、	14.2 %増

○歳入 決算書P12～17

(単位:円)

款	決算額	前年度比(増減)	
特別区税	67,412,096,555	△ 99,099,028	△ 0.1 %
地方譲与税	783,733,002	12,525,000	1.6 %
利子割交付金	182,371,000	△ 13,653,000	△ 7.0 %
配当割交付金	1,308,836,000	360,559,000	38.0 %
株式等譲渡所得割交付金	1,598,812,000	493,929,000	44.7 %
地方消費税交付金	12,856,431,000	1,223,692,000	10.5 %
自動車税環境性能割交付金	171,496,415	37,827,677	28.3 %
地方特例交付金	330,483,000	△ 8,218,000	△ 2.4 %
特別区財政交付金	47,679,358,000	3,560,632,000	8.1 %
交通安全対策特別交付金	50,489,000	△2,008,000	△ 3.8 %
分担金及び負担金	2,709,276,586	528,138,303	24.2 %
使用料及び手数料	3,495,550,348	42,075,841	1.2 %
国庫支出金	54,443,484,650	△ 38,617,679,864	△ 41.5 %
都支出金	20,236,893,575	△ 283,454,987	△ 1.4 %
財産収入	1,505,518,952	1,110,026,209	280.7 %
寄附金	91,568,454	△ 132,255,372	△ 59.1 %
繰入金	18,756,976,909	9,461,272,628	101.8 %
繰越金	11,862,705,916	4,631,618,753	64.1 %
諸収入	2,383,519,058	161,944,174	7.3 %
特別区債	3,971,478,030	△ 1,928,874,370	△ 32.7 %
自動車取得税交付金	1,824	△ 62,529	△ 97.2 %
合計	251,831,080,274	△ 19,461,064,565	△ 7.2 %

○歳出 決算書P18～21

(単位:円)

款	決算額	前年度比(増減)	
議会費	742,627,069	△ 26,569,970	△ 3.5 %
総務費	33,171,589,299	20,725,549,704	166.5 %
生活経済費	8,265,157,551	△ 58,438,821,687	△ 87.6 %
保健福祉費	119,241,501,827	17,149,369,751	16.8 %
都市整備費	12,998,468,002	2,332,495,698	21.9 %
環境清掃費	6,656,728,548	73,387,852	1.1 %
教育費	15,624,562,166	△ 3,917,177,071	△ 20.0 %
職員費	37,264,194,296	△ 1,322,562,504	△ 3.4 %
公債費	4,323,609,782	2,283,327,844	111.9 %
諸支出金	0	0	- %
予備費	0	0	- %
合計	238,288,438,540	△ 21,141,000,383	△ 8.1 %

2. 認定第2号 令和3年度杉並区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P25

歳入決算額	53,161,793,406 円	(前年度比(増減))	1,239,539,841 円、	2.4 %増
歳出決算額	51,961,002,368 円	(前年度比(増減))	1,199,458,002 円、	2.4 %増
歳入歳出差引残	1,200,791,038 円	(前年度比(増減))	40,081,839 円、	3.5 %増

3. 認定第3号 令和3年度杉並区介護保険事業会計歳入歳出決算

決算書 P33

歳入決算額	45,742,659,735 円	(前年度比(増減))	459,661,575 円、	1.0 %増
歳出決算額	44,223,739,526 円	(前年度比(増減))	1,411,425,329 円、	3.3 %増
歳入歳出差引残	1,518,920,209 円	(前年度比(増減))	△ 951,763,754 円、	38.5 %減

4. 認定第4号 令和3年度杉並区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

決算書 P43

歳入決算額	13,722,505,662 円	(前年度比(増減))	△ 139,918,231 円、	1.0 %減
歳出決算額	13,491,310,305 円	(前年度比(増減))	△ 233,128,413 円、	1.7 %減
歳入歳出差引残	231,195,357 円	(前年度比(増減))	93,210,182 円、	67.6 %増

< 附属資料 >

1 実質収支に関する調書

決算書 P653～656

(単位:円)

区分	一般会計	国民健康保険事業会計	介護保険事業会計	後期高齢者医療事業会計
歳入総額	251,831,080,274	53,161,793,406	45,742,659,735	13,722,505,662
歳出総額	238,288,438,540	51,961,002,368	44,223,739,526	13,491,310,305
歳入歳出差引額	13,542,641,734	1,200,791,038	1,518,920,209	231,195,357
翌年度へ繰越すべき財源(※1)	345,761,807	0	0	0
実質収支額	13,196,879,927	1,200,791,038	1,518,920,209	231,195,357
基金繰入額(※2)	0	0	0	0

※1翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額の計一般会計の345,761,807円は、繰越明許費繰越額330,313,000円及び事故繰越し繰越額15,448,807円
繰越明許費繰越額には、他に未収入特定財源が5,317,175,000円ある。

※2実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額

2 財産に関する調書

(1) 公有財産 決算書 P660～664

(単位:㎡)

土地(地積)	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
行政財産	1,581,069.77	9,857.36	1,590,927.13
普通財産	352,790.97	△ 6,128.24	346,662.73
合計	1,933,860.74	3,729.12	1,937,589.86

(単位:㎡)

建物	木造(延面積)			非木造(延面積)			延面積計		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
行政財産	3,035.83	515.79	3,551.62	795,920.66	2,501.33	798,421.99	798,956.49	3,017.12	801,973.61
普通財産	738.24	0	738.24	59,443.36	978.91	60,422.27	60,181.60	978.91	61,160.51
合計	3,774.07	515.79	4,289.86	855,364.02	3,480.24	858,844.26	859,138.09	3,996.03	863,134.12

物権	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
合計	257.85	0	257.85

(単位:㎡)

無体財産権	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位:件)
合計	14	0	14	

有価証券	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位:円)
合計	45,000,000	0	45,000,000	

出資による権利	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位:円)
合計	1,059,966,392	3,000,000	1,062,966,392	

(2) **物品** 決算書 P665

取得価格等100万円以上の備品

	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位:点)
合計	1,325	△ 25	1,300	

(3) **債権** 決算書 P666

	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	(単位:円)
合計	973,135,012	△ 69,215,457	903,919,555	

(4) **基金** 決算書 P667~668 (単位:円)

	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
施設整備基金	10,874,199,717	3,690,969,108	14,565,168,825
財政調整基金	40,841,647,234	7,717,177,730	48,558,824,964
減債基金	3,690,045,326	△ 1,083,483,283	2,606,562,043
社会福祉基金	786,608,874	16,682,808	803,291,682
区営住宅整備基金	2,396,620,108	67,204,305	2,463,824,413
N P O 支援基金	7,826,786	5,541,817	13,368,603
みどりの基金	37,188,624	17,502,951	54,691,575
介護保険給付費準備基金	4,060,972,072	997,090,000	5,058,062,072
次世代育成基金	103,670,517	11,222,307	114,892,824
森林環境譲与税基金	10,000,000	6,301	10,006,301
高額療養費等資金貸付基金	10,000,000	0	10,000,000
公共料金支払基金	650,000,000	0	650,000,000

3 **基金運用状況報告書**

(1) **高額療養費等資金貸付基金** 決算書 P673

基金の額 10,000,000 円

期末現在(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

現金	当初未償還額	貸付額	返還額	未償還額	期末未償還額
A	B	C	D	(C-D) E	(B+E) F
9,711,000	0	424,000	135,000	289,000	289,000

(2) **公共料金支払基金** 決算書 P674

基金の額 650,000,000 円

期末現在(令和4年3月31日現在)

(単位:円)

現金	当初未回収額	支払額	回収額	未回収額	期末未回収額
A	B	C	D	(C-D) E	(B+E) F
381,745,073	251,833,225	1,504,645,895	1,488,224,193	16,421,702	268,254,927